

添 付 書 類

- (1) 委任状
 - 申請者が受任者に事務を委任する場合

}	新規明示-----様式第2号
	道路台帳-----様式第3号
	謄本(抄本)の交付----様式第4号
 - 共有者から申請者へ全権委任する場合(新規明示・道路台帳)-----様式第5号
 - 共有者から申請者へ部分委任する場合(新規明示)-----様式第6号
- (2) 印鑑登録証明書(個人の場合)、印鑑証明書(法人の場合)
- (3) 代表者事項証明書、履歴事項証明書又は現在事項証明書(法人の場合)
- (4) 全部事項証明書(土地)又は登記簿謄本(土地)
- (5) 土地調書、土地沿革調書
 - 申請地と周囲(隣接地、対側地、前面道路地等)の土地調書
- (6) 法務局備付地図(地籍図)
 - 申請地及び周辺の地番を表示した法務局備付地図(地籍図)の写し、ただし、数葉に分かれているときは土地所在図を作成し添付
 - 法務局備付地図(地籍図)と現況が相違している土地は法務局に地図訂正の申出が必要
- (7) 地積測量図(分筆図)
 - 申請地及び周辺の地積測量図(分筆図)の写し
- (8) 現況実測平面図(縮尺1/250以上)、横断面図(縮尺1/100以上)
 - 道路台帳で確定している場合と謄本(抄本)が交付できる場合は省略できる
- (9) 位置図
- (10) 戸籍謄本等
 - 全部事項証明書(土地)又は登記簿謄本(土地)に記載されている土地所有者が死亡し、所有権移転の手續がなされていないときは、相続人が判明できる戸籍謄本とその写し、相続関係説明図、相続人全員の印鑑証明及び住民票(戸籍謄本は相続人確認後、原本を還付します。)また、遺産分割協議がされている場合は、協議書とその写し(遺産分割協議書は、原本を還付します。)
- (11) 住民票等
 - 全部事項証明書(土地)又は登記簿謄本(土地)に記載されている土地所有者の住所が現住所と異なるときは、住所沿革が判明できる資料(住民票、戸籍の附票、履歴事項証明書等)

【注 1】 上記(1)の受任者は有資格者(土地家屋調査士等)に限ります。資格名、資格登録番号を委任状に必ず記入してください。

上記(2)(3)(4)は原本が必要です。

上記(5)(8)は調査(測量)年月日、調査(測量)者及び委任状に用いた受任者印の押印が必要です。

上記(6)(7)は複写又は登記情報提供サービスより取得した場合、調査年月日、調査者の署名又は記名押印したものを提出してください。

上記(2)~(6)(11)は、発行日から3か月以内のものに限ります。

【注 2】 立会日から起算して6か月又は申請日から1年以上経過した申請は、事情聴取の上、必要な書面の提出見込みがないと判断したとき、書面をお返しします。なお、返却通知書は連絡日から起算して3か月以上受取りがない場合には、こちらで処分します。